



全ト協発第88号（環）
令和7年5月15日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 坂 本 克 己



駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて（周知依頼）

平素は当協会の業務運営に関し種々ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、警察庁からの要請を受け、国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長より別添のとおり、「駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて（周知依頼）」周知の要請がありました。

この背景としては、警察庁では、駐車許可に関し、「駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて（通達）」（令和7年3月31日付け警察庁丙規発第7号ほか）等の通達を都道府県警察本部等に対して発出しました。

この警察庁の通達は、いわゆる「物流2024問題」を背景に、業務の性質上、短時間の駐車が不可避である業務用車両に係る駐車需要に対応する必要性が大きく高まる中、先般閣議決定された規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）も踏まえつつ、駐車許可に関する運用の統一を図るほか、関係手続等の合理化及び簡素化を推進するために発出されたものです。

警察庁では、これらの通達に基づき、各都道府県警察において公安委員会規則の改正等を令和7年7月1日までに実施して行く予定です。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願いするとともに、駐車許可、駐車規制からの除外措置について、ご不明な点がございましたら、管轄する都道府県警察本部または、警察署あてに問い合わせすることにつきましても、併せて周知方お願い申し上げます。

【本件問い合わせ先】

公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部

TEL：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

国自貨第 8 5 号の 2
令和 7 年 5 月 9 日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

物流・自動車局貨物流通事業課長
(公印省略)

駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて（周知依頼）

近年、いわゆる「物流 2024 問題」を背景に、業務の性質上、短時間の駐車が不可避である業務用車両に係る駐車需要に対応する必要性が大きく高まる中、先般閣議決定された規制改革実施計画（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）も踏まえつつ、駐車許可に関する運用の統一を図るほか、関係手続等の合理化及び簡素化を推進するため、今般、警察庁交通局長から、「駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて（通達）」（令和 7 年 3 月 31 日付け警察庁丙規発第 7 号ほか）等の通達が発出され、その周知について当課に協力依頼がなされたことから、傘下事業者の皆様に対し、別紙により通達内容等の周知をお願いいたします。

令和 7 年 4 月 1 4 日
警察庁 丁 規 発 第 8 8 号

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長 殿

警察庁 交通局 交通規制課長

物流関係車両に係る駐車許可に関する周知について（依頼）

近年、いわゆる「物流2024問題」を背景に、業務の性質上、短時間の駐車が不可欠である業務用車両に係る駐車需要に対応する必要性が大きく高まる中、先般閣議決定された規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）も踏まえつつ、駐車許可に関する運用の統一を図るほか、関係手続等の合理化及び簡素化を推進するため、「駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて（通達）」（令和7年3月31日付け警察庁丙規発第7号ほか）等の新たな2本の通達を発出したところです。

ついては、これらの通達の内容等の周知を図るため、別紙により、貴課関係の物流関係機関・団体に対する周知への御協力をお願いいたします。